那賀町農業者定住促進民間賃貸住宅整備費補助金（空き家改修）交付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、那賀町農業者定住促進民間賃貸住宅整備費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義等）

第２条　要綱の運用に関し、必要な事項を次のとおり定める。

⑴要綱第３条に定める当該法人の職員住宅とは、職員住宅として建築されるものであり、一般公募により入居者を選定する場合は当該法人の入居を妨げるものではない。

⑵要綱第６条に定める事業者及び工事施工者の所在とは、町内の場合は、町内に主たる事業所、営業所等を持つ法人及び町内で営業する個人であり、町外はそれ以外のものとする。

⑶補助金の積算単位については補助対象経費は千円未満切り捨て、床面積は 1m2 未満切り捨てとする。

（事前協議）

第３条　要綱第７条に規定する事前協議は、事前協議書(別記様式第１号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

⑴ 申請者の住民票又は戸籍の附票の写し（法人の場合は商業登記簿謄本又は全部事項証明書）

⑵ 空き家の付近見取図及び平面図
（空き家改修予定箇所を明記し改修の内容が分かるもの）

⑶ 空き家改修工事に要する経費に係る見積書※経費の詳細がわかるもの

⑷ 町産木材見積書

⑸ 空き家改修工事に着手する前の当該工事箇所の写真

⑹ その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付内示）

第４条　町長は、前条による事前協議を受け、その内容が補助事業に適合すると判断した場合は、事業者に対して補助金の交付内示を行うものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　要綱第９条に規定する補助金の交付申請は、補助金交付申請書(別記様式第２号)に

次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（別記様式第 3 号）

(2) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し※空き家所有者は添付不要

(3) 空き家の付近見取図及び平面図
（空き家改修予定箇所を明記し改修の内容が分かるもの）

(4) 空き家改修工事に要する経費に係る見積書の写し※経費の詳細がわかるもの

(5) 町産木材見積書の写し

(6) 空き家改修工事に着手する前の当該工事箇所の写真

(7) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定等の通知）

第 6 条 町長は、要綱第 10 条に規定する補助金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った者に対し、補助金交付(却下)決定通知書(別記様式第 4 号)により通知するものとする。

（補助事業の変更又は中止等）

第 7 条　交付対象者は、補助事業に係る内容を変更しようとするときは、補助事業変更・中止承認申請書(別記様式第 5 号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助事業の変更承認等の通知）

第 8 条　町長は、要綱第 11 条第 2 項に規定する変更の承認をしようとするときは、補助事業変更等(不)承認通知書(別記様式第 6 号)により通知するものとする。

（実績報告）

第 9 条　要綱第 14 条の規定による補助金の交付の決定を受けた認定事業者(以下「交付対象者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、補助金実績報告書(別記様式第 7 号)に関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 10 条　町長は、前条の実績報告があったときは、当該報告の内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(別記様式第 8 号)により速やかに交付対象者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 11 条　町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、交付対象者より補助金請求書(別

記様式第 9 号)による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消しの通知）

第 12 条　町長は、要綱第 17 条の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、交付対象者に対し、補助金交付決定取消通知書(別記様式第 10 号)により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 13 条　町長は、要綱第 18 条の規定により補助金の返還を命ずるときは、交付対象者に対し、補助金返還命令書(別記様式第 11 号)により通知するものとする。

（改修した民間賃貸住宅の管理）

第 14 条　要綱第 19 条第 2 項の規定により売買等の取引を行おうとする者は、事前に売買等申請書(別記様式第 12 号)に当該取引に係る契約書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項に規定する申請を承認したときは、当該申請を行った者に対し、売買等承認通知書(別記様式第 13 号)により通知するものとする。

3　要綱第 19 条第 3 項の規定により用途の変更又は取り壊しのため、承認を受けようとする者は、用途変更等承認申請書(別記様式第 14 号)を町長に提出しなければならない。

4　町長は、前項に規定する申請を承認したときは、当該申請を行った者に対し、用途変更等承認通知書(別記様式第 15 号)により通知するものとする。

（その他）

第 15 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。